

ジャワ汽水養殖池地域の社会経済
——環境悪化下での地主，小作人，地域社会の駆け引きを中心に——

間瀬 朋子*

Social Economy in a Javanese Brackish Water Aquaculture Area:
Focusing on Bargaining among Landlords, Tenant Farmers and the Local Community
under Environmental Deterioration

MASE Tomoko*

Abstract

The coastal area of Sidoarjo, East Java, Indonesia, is covered with mangrove forests. Aquaculture ponds dug there are called tambak. This paper describes earning activities of various agents around this aqua-cultural area, and also explains its social strata and social relations, especially focusing on the relationship between owners or managers (landlords) of aquaculture ponds and their tenant-farmers.

Under the resent environmental deterioration, both landlords and their tenant-farmers are feuding, because of considering each distribution of benefit. They are busy bargaining in order to maintain their social and economic status quo. Furthermore, there is a third party (the local community) who is concerned about bargaining, making use of the traditional practice for redistribution of wealth (called buri). The balance of this bargaining manages to secure all of them the traditional social economic order under the severe environment both economically and ecologically.

The result of the author's fieldwork shows that there is no strong comradeship and solidarity between those concerned with the aquaculture and those not concerned (who only live within the aquaculture area). The lack of comradeship and solidarity is not the

* 東洋大学社会学部 ; Faculty of Sociology, Toyo University, 5-28-20, Hakusan, Bunkyo, Tokyo, 112-8606/ mase@toyo.jp

distinctive historical feature in a particular era, but the socially and economically structural feature caused by the gap between the haves and the have-nots.

キーワード：ジャワ，エビ養殖池，沿岸養殖業，地主（池主）—小作人制度，富の再分配慣行（ブリ）

Keywords: Java, shrimp ponds (tambak), fish and shrimp farming in coastal areas, landlord (pengelola)-tenant farmer (pendega) system, practices for redistribution of wealth (buri)

はじめに

1 本論の背景

インドネシア・東ジャワ州シドアルジョ県（図1を参照）は，東ジャワ州都スラバヤから約25キロメートル南，ジャワ島第2の大河ブランタス川の分流マス川とポロン川という2河川に挟まれたデルタに位置する。県の東側には，マドゥラ海が広がっている。県の総面積は7万1,900ヘクタールである。2013年の数字で，同県には1万5,513ヘクタール（山手線内側面積の約2.5倍，すなわち県の総面積の22%）に相当するほど広大な汽水養殖池がみられる。それはマングローブ林の生える沿岸部に人工的に掘られ，現地のことばでタンバック（tambak）と呼ばれている。



図1 東ジャワ州地図

出典：筆者作成。

シドアルジョ県の沿岸部に掘られた養殖池では、付近の川を利用して取排水がおこなわれながら、1400年ごろから主にミルクフィッシュ (bandeng) が養殖されてきた、と言われている [Schuster 1950; 村井 1988]。ここでおこなわれているのは、自然エネルギーを最大限に生かした粗放型の養殖である。それは人工飼料、化学肥料、化学薬品などを使わないため環境負荷が低く、持続的であるという点で、1980年代以降アジア各地で急速な広がりを見せた集約型の養殖¹⁾とは異なっている。1970年中旬になると、シドアルジョ県の養殖池ではミルクフィッシュの稚魚とともに、主としてブラックタイガー (windu) の稚エビが養殖されるようになった。エアレーター (曝気装置) を設置しなくても、ミルクフィッシュが泳ぎ回ることによって養殖池に稚エビに必要な酸素が送り込まれると考えられている。シドアルジョ県におけるエビ養殖では、エビのなかでもとりわけブラックタイガー種が選択されてきた²⁾。2000年代に入り、東ジャワ州各県では、一般的に感染症に対する耐性が強いとされるバナメイ種の養殖生産へと徐々に切り替えが進むのだが、シドアルジョ県では依然としてブラックタイガーの養殖が盛んである³⁾。

2 先行研究レビューと本論の目的

インドネシアの養殖池地域で池主と小作人がいわゆる分益小作制を敷いて稚エビを育てていることや、かれらの上位に大小さまざまな生産物集買人がいることは、市民団体アジア太平洋資料センターに設けられたエビ研究会の成果として、村井 [1988] や福家 [1992] が述べている。これらの先行研究では、養殖池という生産要素を所有する池主とそれを持たない小作人との比較的継続性の高い交換関係、とくにそこにみられる生産物の分配に関心が払われてきた。村井 [1988] やかれとともに養殖池地域を歩いた鈴木 [1994] は、東ジャワ州シドアルジョ県の養殖池地域にみられる養殖生産物の残余を広く地域住民に振る舞う伝統的な慣行 (ブリ) について言及している。そこでは、ブリが養殖池地域社会の人びとが助けあって暮らす姿を体現するものとして描かれている。

他方で、先行研究においては生産要素である養殖池の入手・所有状況やその変化についてあまり触れられていない。また、生産物の分配という池主と小作人とのあいだの交換関係の側面

-
- 1) エアレーターを設置して小規模な養殖池に酸素を供給しながら、人工飼料や抗生物質などを使って大量の稚エビを養殖する方法。
 - 2) 人工飼料や抗生物質などを投入することにより、狭い養殖池での高密度の集約型に向くバナメイが2004年までに世界のエビ養殖の主流となった。しかし、広大な養殖池での集約型養殖の実施には生産費用がかかりすぎることもあり、シドアルジョ県は他県や世界的な傾向からやや外れている。間瀬 [2015] も参照されたい。
 - 3) 2009年中国で発生した病原体による感染症が東南アジアのエビ養殖地域に伝染した。2012年には養殖バナメイの一大産地タイで感染症が深刻化したことを受け、エビの国際相場が急騰した。感染症の蔓延、バナメイの希少化および価格高騰の影響で、シドアルジョ県でもバナメイ養殖が急拡大した。バナメイにブラックタイガーより耐病性があるとみなされていることも、同県におけるバナメイ養殖の人気につながっている。

面が重点的に取り上げられているのに比して、両者の生産費用の分担というもうひとつの側面に対してはそれほど細かな観察がおこなわれていない。

従来、ジャワ世界の生業様式と社会関係の多くは、人口圧が高く、耕作地が稀少な農村部、とりわけ水田稲作農村における調査をもとに論じられてきた [ギアツ 2001; 関本 1978; 加納 1988 など] が、本論はそれを沿岸養殖業の調査にもとづいて論じようとするものである。前述のとおり、ジャワ世界の沿岸部における汽水養殖業には長い歴史があるし、養殖業従事者の数も少なくない。東ジャワ州漁業海洋局によれば、2013年における東ジャワ州の沿岸養殖業従事者は28万3,571人（うち汽水養殖業従事者は4万2,440人）であった。

本論の目的はまず、先行研究を踏まえながら沿岸養殖業に関わるさまざまなアクターの社会的な役割や位置づけを示し、そこに展開する社会階層や社会関係を説明することにある。そこでは、生産物の分配に加えて生産費用の分担に注目しながら、養殖池の経営者である池主とその下で日々エビやミルクフィッシュを育てる小作人とのあいだの関係性に着目する。次に、生産物の再分配慣行であるブリを手がかりにして、池主や小作人と地域住民のあいだの関係性についても考察を加えたい。この2点によって、水田稲作地域との比較を念頭に置きながら、養殖池地域の社会経済関係をジャワ世界における社会経済関係を考えるためのひとつの事例として取り上げる。

2011年1月26日-2月16日の22日間、7月11-22日の11日間、9月26-28日の3日間の合計34日間にかけて、筆者は集中的な聞き取りを実施し、以後現在に至るまで間歇的な聞き取りや観察を繰り返してきた。筆者による質問票をつかった聞き取りに応じたのは、東ジャワ州シドアルジョ県の粗放型の養殖をされた有機エビを買いつけ、加工し、日本へ輸出する日系企業X社と取引のある養殖池を中心に、そこで働いたり、その周辺で生計を立てたりする人びと60人である。このデータのほか、フィールドワーク中の観察と質問票をつかわない聞き取りが、本論の分析のもとになっている。

以下、第I章では筆者のフィールドワークにもとづいてシドアルジョ県のエビ養殖池地域の社会経済階層を詳述する。第II章で養殖池地域における池主、第III章で小作人の社会経済的役割をそれぞれ述べたあと、第IV章で池主—小作人の関係、そして池主—小作人—ブリ参加者との関係をもって、養殖池地域における社会経済関係を分析する。

I 養殖池地域で経済活動をする人びと

シドアルジョ県の養殖池地域を歩いて観察すると、(A)池で直接養殖に従事して収入を得る人と、(B)養殖には従事しないが、池の生産物を買上げたり、池での養殖に従事する人とさまざまな形で関わったりして、収入を得る人がいることがわかる（表1を参照）。

表1 養殖池・養殖業から収入を得ている人びと

		インドネシア語	備考
(1) 生産物集買人	B	pengumpul	養殖池の生産物を買上げる人
(2) 池主	A	pengelola	養殖池の経営者
(3) 池主の助手	A	anemer	すべての養殖池にいるわけではない
(4) 小作人	A	pendega	養殖池で日々養殖にたずさわる人
(5) 小作人の助手	A	manukan	現在はほとんどいない
(6) 日雇い労働者	A	preman	必要に応じて、養殖にたずさわる人
(7) ブリ参加者	B	orang buri	養殖池の生産物をめぐる伝統的な再分配慣行に参加する人
(8) 物乞い, 行商人, 小規模金融業者, 賭博屋, 売春婦など	B	pengemis, pendagang keliling, bank titir, tukang judi, pelacur	養殖池地域の出身者である場合も, 外来者である場合もある

1 集買人

表1にある生産物集買人は、魚市場 (boreg) で働く人、集買倉庫 (gudang) の経営者や従業員、商売場所を構えてエビやミルクフィッシュなどの生産物を買集める人 (ガドゥカン gadukan), 商売場所を構えないで養殖池を周回して生産物を買集める人 (オテカン othekan) などから構成されている。

通常、規模の大きな集買所は集買倉庫、小さなものはガドゥカンと呼ばれる⁴⁾。あるいは養殖池で養殖をおこなっている池主が自宅の一部を開放して、副業としてガドゥカンする場合もみられる。平均的なガドゥカンは毎朝 25 人ほどを相手に 20-30 キログラムの養殖池の生産物を買いつけ、それを自分の買い取り額に 10%程度を上乗せした価格で集買倉庫に転売することによって、収益を得ている。

養殖池で獲れたエビの多くは、池主や小作人によって氷で冷やされながら集買倉庫に運び込

4) 安価な生産物の安定的な確保をめざして、集買倉庫やガドゥカンは金の貸付けをつうじて生産者の中・長期間にわたって拘束することが多い。

まれる。オテカンが自転車やバイクで養殖池を周回して買い集めたエビやミルクフィッシュが、ガドゥカンを経由して、あるいは直接、集買倉庫や魚市場に持ち込まれることもある。養殖池に流れ込んできた海エビ (werus), テラピア (mujail), 蛇のような頭部をした淡水魚 (gabus / kothok) などの雑魚は、養殖に従事する小作人によってガドゥカンに持ち込まれるのが一般的である。さらに、池主や小作人の指示を得た日雇い労働者⁵⁾によってミルクフィッシュが魚市場に運ばれることもある。

2 養殖池地域における社会経済構造の大枠

シドアルジョ県の養殖池地域は、経済力とイスラームを基盤とした独特の構造をしているように見える。養殖池の経営者である池主には、経済力とイスラーム的な指導力が備わっている。池主のなかには、1日5回の礼拝やモスクでの金曜礼拝を欠かさないし、メッカ巡礼も果たしたという敬虔なムスリムが多い。イスラーム寄宿塾の指導者やイスラームの学識者であるキアイ (kyai) と呼ばれる人びとの家系と姻戚関係を結ぶ池主家系もしばしばみられる。キアイ家系と池主家系との婚姻をつうじて、イスラーム指導者、地域の権力者、富裕者が一体化する社会経済構造が形成されている。イスラームの聖典クルアーンの70章24, 25節に「財の中には乞う者や窮乏者のための明白な権利がある」[小杉 2012: 3]とされているために、ここでは持てる者が持たざる者を助けるのが当たり前だという社会通念が強く働いている。池主の下に、池主の助手や池主の意向を踏まえて実際に池を切り盛りする小作人、さらに池主や小作人に雇われる日雇い労働者がいて、エビやミルクフィッシュの養殖が実施されている。

3 助手

養殖池で養殖をおこなう中心となる池主と小作人については次章以降で詳述するが、ここではまず池主の助手と日雇い労働者について説明しておこう。池主の助手はワルヌン (warnen) とも呼ばれる。一般的には、池主が経営する池の広さによって助手が置かれるかどうかが決定的される。小・零細規模の養殖池に助手は不要である。広大な池を経営する池主の代わりとして、小作人や日雇い労働者に指示を与えたり、かれらと池主のあいだの連絡役を果たしたりするのが、助手の仕事である。助手は、日当(4万-6万ルピア)制、あるいは生産物の歩合制(10%程度)を敷くかのいずれかの形で、池主からの報酬を受ける。そのほか、収穫量1キログラムにつき2,000ルピア程度の、収穫量に応じたボーナスをつけることで、池主が助手の仕事に対するインセンティブを高める場合もある。助手のなかには、池主の代理として頻繁に池を出入

5) 日雇い労働者は魚市場で得た売上げの数パーセントを自分のものにできるが、魚市場に出かけておこなう労働そのものに対して池主や小作人から労賃を支払われることはない。このような行為をングングレック (ngengglek) と呼ぶ。

りする人もいれば、収穫時にだけやってくる人もいる。養殖池をめぐる金銭の出入りが激しくなる収穫時には、助手は池主の出納係として忙しくなる。したがって、池主の家族成員のうちでも信用のある人が助手に登用されるケースがよくみられる。

4 日雇い労働者

養殖池でエビ養殖に関わる日雇い労働者は、プレマン (preman) と呼ばれている。その語源はジャワ語のムレマン (mreman) で、なんでも屋というぐらいの意味である。養殖池を日干しする、養殖池の底に掘ってある溝から泥を掻き出して畦に積む、エビの餌になるプランクトンを増やすために水草をひっくり返す、水草を集めて池の中心に集める、池の畦で草刈りをする、手づかみでエビを収穫するなど、小作人と同様、日雇い労働者は池での多種多様な作業を担当する。これらの作業には専門的なものも、そうでないものもある。日雇い労働者には、小作人の補助としてほぼ常勤する場合も、池の作業プロセスに合わせて季節的につかわれる場合もある。水門の修復など、池主や小作人が業者に一定料金を支払って請け負わせた作業をこなす日雇い労働者もいる。日雇い労働者の日当は7時から12時の半日労働で約3万5,000ルピア、15時までなら約5万ルピア(2011年)である。収穫時にはしばしば、生産物や20万-30万ルピアの現金をボーナスとして支給される。ボーナスの支給の有無、その量や額面は収穫量で決まる。手づかみの収穫を専門とする日雇い労働者の場合、収穫量の多い日には出来高制、少ない日には約5万ルピアの日当制で、支払いを受ける。日当を受ける場合にも、手づかみの収穫を専門とする日雇い労働者にはたいてい、その人が自分でつかみ取りをしたエビのうちの一部 (saluran) が分け与えられる。

養殖池の治安を維持するための警備係として働く日雇い労働者もいる。収穫時だけという場合もあれば、日常的に雇われる場合もある。日常的に池を巡回警備する日雇い労働者に対しては、月給制が敷かれることが多い。収穫時にもみ警備係として雇われる日雇い労働者の日当は、約2万5,000ルピアである。それに加えて、ボーナスとして生産物の収穫量に応じた現物の分け前、または生産物100キログラムに対して5万-10万ルピア程度の現金が支給されることもある。

小さな養殖池にほぼ毎日雇われているある労働者の日給は、7万ルピアだった。かれは次のように話している。「養殖池で働くなら、小作人よりも日雇い労働者でいるほうがいい。5ヘクタールの池で1サイクル約3カ月のあいだ休みなく働き、うまく収穫できたところで、小作人は300万ルピアほどの収益しか得られない。日雇い労働者でいるかぎり、養殖の生産費用を負担する必要もなければ、日当で支払いを受けるためにたとえ収穫までこぎつけなくても損をしない。小作人は責任が重いだけで、魅力的なポジションではない」。

5 そのほか養殖池地域で経済活動をする人びと

そのほか、養殖に従事しないものの、池での養殖に従事する人とさまざまな形で関わって収入を得るブリ参加者や物乞い、行商人、小規模金融業者、賭博屋、売春婦などが存在する。ブリは養殖池の生産物の分配をめぐる共同慣行であり、これに参加して、収穫後の池底に残る生産物をかき集め、自家消費したり、ガドゥカンやオテカンに売りに出したりする人びとがいる。先行研究では「収穫後に残されたエビやバンデンなどを皆で分かち合う習慣」[村井 2007: 192]、「ブラヤン（収穫籠）を使って大半のエビを収穫した池には、まだ小魚や捕り残したエビがいる。これを村人に開放して手づかみで収穫するのである。シドアルジョではこの作業をブリと呼んでいる」[鈴木 2003: 72]「収穫後には“ブリ”と呼ばれる周辺の村人による池に残ったエビやバンデン、そのほかの魚の収穫労働がある。これは昔からタンバックのもたらした富を周辺住民へも分けるという機能を果たしてきた」[鈴木 1994: 106]などと、ブリが紹介されている。

ブリ参加者以外にも、池での養殖業に従事しないが、その周辺で収入を得ようとする、言い換えれば池で生産された富の再分配を求める人びとがいる。池主や小作人に収穫の分け前（buren）を直接的にせがむ物乞いも、そのような人びとに含まれる。池主や小作人はときに雑魚などの池の生産物、ときに 5,000-1 万ルピア程度の現金を物乞いに分け与える。収穫後の養殖池の小作人や収穫作業に参加して日当を稼いだ日雇い労働者を目当てにして、日用雑貨などをあつかう掛け売りの行商人、小規模金融業者、博打打ち、売春婦なども、養殖池地域にやってくる。売春婦は売春婦の看板を掲げて、小作人や日雇い労働者を訪れるわけではない。雑貨屋の軒先にて通常 5,000-1 万ルピアで商われる栄養補給飲料にその 10 倍をつけて行商するスタイルを隠れ蓑にして、かれらは売春業を営んでいる。収穫後の池に出入りする商売人は、小作人や日雇い労働者の生活習慣や嗜好をよく把握し、池での養殖から上がる収益の一部を搾り取るために、知恵を働かせる。

収入の多寡だけでなく、その安定性や社会的信用度も勘案して判断すれば、表 1 の上からの序列が養殖池地域における社会経済力の大きさを示しているとみてよい。

II 池主という社会経済階層

前述のとおり、養殖池を所有する、あるいはそれを所有者から借りして経営する人びとが池主である。池主が池の所有者であるとはかぎらない。池を借りしたり、池の所有者と共同で経営したり⁶⁾する池主もいるからだ。先祖代々の池主家系に生まれた人もいれば、自分や親

6) 共同経営（kerjasama）は、池の修繕費用や稚エビ代金などに充てる資本を持たない池の所有者 A が、資本を持つ他者 B といっしょに養殖事業をおこなう形態を指す。養殖事業を開始する以前に、B は契約

が他人から池を購入してわずか数年前から池主になった人もいる。

1 養殖池の経営面積

日系エビ加工・輸出企業 X 社と取引関係にある池主（74 人）が現在養殖をおこなう池の面積を、表 2 で確認しよう。

表 2 X 社と取引する池主の養殖池の経営面積 [単位: 人]

300ha 以上	1
100ha 以上 300ha 未満	2
50ha 以上 100ha 未満	8
20ha 以上 50ha 未満	20
10ha 以上 20ha 未満	11
5ha 以上 10ha 未満	18
5ha 未満	12
不明	2
合計	74

出典: X 社の資料を用いて、筆者作成。

聞き取りによれば、近年のシドアルジョ県において資本を投資して一定期間エビやミルクフイッシュを養殖することで採算があると推定される池の最低面積は後述のとおり 5・6 ヘクタールである。X 社と取引をする池主のなかには、この規模（5・10 ヘクタール未満）の池主が 18 人含まれている。さらに、これ以下の規模で経営する池主が 12 人みられる。すなわち、小・零細規模の池しか持たないために、事業採算性に恵まれないと推測される池主が、X 社と取引する池主全体の約 40%を占めている。多くは別に仕事を持ったり、その配偶者や子どもの収入を当てにしたりしながら、小・零細規模の池の経営を保持している。

2 池を入手した経緯

つぎに現在養殖をおこなっている池をどのように入手したのかという経緯にもとづいて、同じ 74 人の池主を分類してみよう（表 3 を参照）。X 社と取引をする池主には、(a) 相続によつ

金あるいは事業資本の一部を前貸するという名目で、A にいくらかの支払いをする。A と B との共同経営の契約期間は、最低約 5 年である。このような方式の場合、資本を有する B のほうが池を所有する A よりも優位な立場にあり、総じて B の意向で事業は進められる。のちに得られる養殖事業収入は、B と A との契約にもとづいて両者に配分される。B が A に前貸した分は、養殖事業収入をもって相殺される。

て得た人と (c) 賃借りによって池を得た人が多い。

表 3 現在養殖をおこなっている池を入手した経緯

(a) 相続
(a)－1 分割相続 (22 人)
(a)－2 共同相続順番制 (3 人)
(a)－3 共同相続収益分配制 (8 人)
(b) 購入 (10 人)
(c) 賃借り (30 人)
(d) 共同経営 (1 人)

出典：X 社の資料を用いて，筆者作成。

現在，養殖池を賃借りするにはかなりの資本を要する。聞き取りでは，18-20 ヘクタールの池を賃借りするならば年間 6000 万-7500 万ルピア⁷⁾，5-6 ヘクタールなら年間 2500 万ルピアかかる，という回答を得た⁸⁾。まとめて最低 3 年間，理想的には 5 年間以上を有償契約し，そこに生産資本を潤沢に投資して腰を落ち着けて養殖に取り組まないかぎり，事業採算性はきわめて悪いといえる。

表 3 の (a) の相続によって池を入手した人 (33 人) を，経営様式に従ってさらに細かく分類することもできる。ここには前世代の池を兄弟姉妹で分割して相続し，現在はそれぞれに経営している人 (分割相続 22 人) と，前世代の池を分割せずに兄弟姉妹全員で相続し，現在共同経営している人 (共同相続 11 人) がいる。共同相続の場合，前世代の池を相続者各人が順番に経営し，当該順において自分だけの収益を創出する人 (順番制をとる人) (3 人) と，前世代の池を兄弟姉妹のうちのひとりが毎回経営し，そこから得られる収益を毎回兄弟姉妹全員に分配している人 (収益分配制をとる人) (8 人) に，分類可能である。相続した池に加えて，ほかの池を賃借りしたり共同経営したり，あるいは自前で新しく購入したりすることをつうじて，養殖の経営規模を拡大させている人もみられる。

前述のとおり，相続で池を獲得した人には，数百年あるいは数十年にわたって池を継承する家系に生まれた人と，ほんの一代前に池を入手した家系に生まれた人がいる。両者には意識の差がある。筆者の聞き取りによれば，前者は「自分たちこそが本物 (asli) の池主だ」と，ひそかに思っている。かれらが総じて保守的な経営方針を持っているのは，先祖代々の池を守

7) 聞き取り時 (2011 年) の為替レートは 1 円=103-115 ルピア，現在のそれは 1 円=113 ルピアである。

8) 鈴木 [1994: 105] によると，6 ヘクタールの池の賃借料は年間 800 万ルピアだった (1994 年の為替レートでは，1 円=21.1 ルピア)。

り抜こうとしているからだろう。それとは異なり、前述のガドゥカンとして池の生産物を取引したり、たばこやろうけつ染めなどの商売をしたり、イスラーム寄宿塾 (pondok pesantren) を運営したりするなかで財を築いた親世代が比較的最近になって池を購入した人びとが、後者である (図2を参照)。

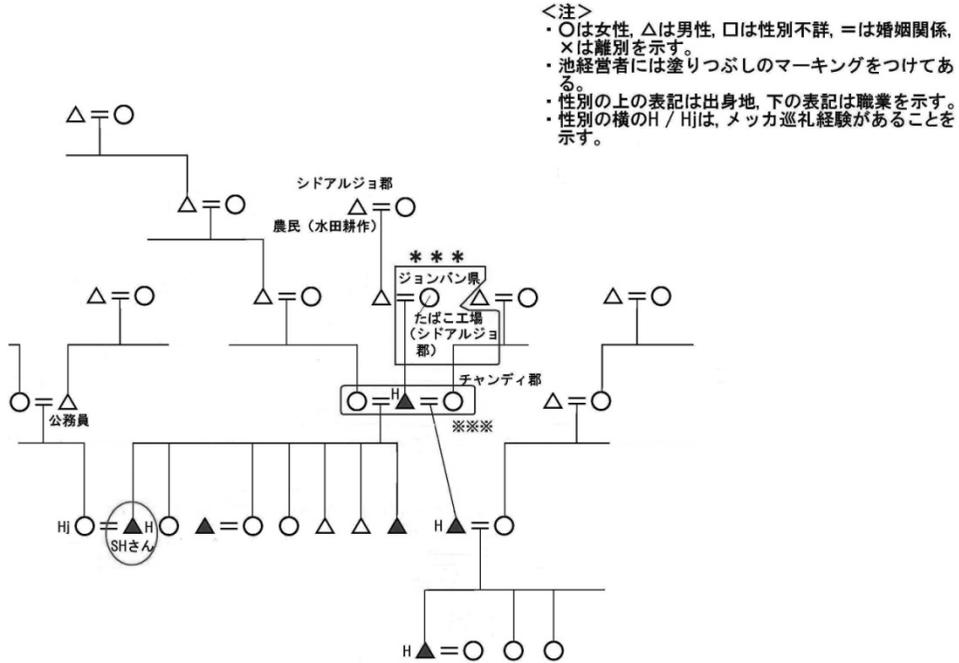


図2 SHさん一家の家計図

出典: 聞き取りにもとづいて、筆者作成。

親世代が池主家系と婚姻関係を結ぶことで池を入手した人びともいる。かれらはみずからの池主としての歴史が新しいことを自認し、先代が汗と知恵で池を獲得したことに誇りを持ち、概して斬新な経営方針でたくましく養殖業を切り盛りしている。

さらに、相続によって池を得た人とそうでない人びとにも、経営方針をめぐる違いがみてとれる。池を自前で購入したり、借りたり、共同経営したりする池主のなかには、かつてはエビや魚を売買取引するガドゥカンやオテカンの仕事をしてきた人が少なからずみられる。あるいは、池の小作人として働き、蓄財して、やがて池を購入した人も、少数ながら存在する。企業家精神旺盛な池主は、しばしばこのカテゴリーに属している。

3 養殖をめぐる生産費用と収益

聞き取りにもとづいて、5ヘクタールの池で稚エビ（benur）とミルクフィッシュの稚魚（nener）を放流してから収穫するまでの1サイクル（3カ月強）に掛かる生産費用を紹介しよう。池を清掃したり、そこに湧く水草をひっくり返したり、水草を刈ったりするような、稚エビを放流するまでの準備のために、まず100万・150万ルピアが必要である。

そこに15レアン（7万5,000尾）の通常よりも生育の進んだ稚エビと、2レアン（1万尾）のミルクフィッシュの稚魚を放流して育てるための稚エビおよび稚魚代は、約200万ルピアである。小作人だけでは担いきれない仕事を日雇い労働者に任せるには、その日当を支払わなくてはならない。池周辺の草むしり、池底に掘った溝の泥掻き、収穫労働などを担当する日雇い労働者への支払いは合計すれば、100万・150万ルピアを下らない。さらに日常的に使用する網やポンプなどのメンテナンスにも費用が掛かる。2年に一度ほどの頻度で、河川から水を取排するための池の水門を修繕しなければならない。大きな門ひとつ、小さな門5つを修繕するのに、約300万ルピアを要する。収穫前の池の治安を維持するためには、1日当たり約10万ルピアで警備員を雇う必要がある。

すると、ある池主が5ヘクタールの池で1サイクルの養殖をおこなうための生産費用は、600万・1000万ルピアになる。池を借りしている場合、そこにさらに年間2400万ルピア、つまり1サイクル当たり800万ルピアが加算されるから、生産費用は1400万・1800万ルピアに跳ね上がる（表4を参照）。

表4 5ヘクタールの池で1サイクルの養殖をおこなうための生産費用

生産費用項目	相続などで得た自前の池の場合	借りした池の場合
稚エビ・稚魚放流までの準備代	150万ルピア	150万ルピア
稚エビ・稚魚代	250万ルピア	250万ルピア
日雇い労働力代	350万ルピア	350万ルピア
水門修理のための積み立て	50万ルピア	50万ルピア
池リース代	0ルピア	800万ルピア
合計	800万ルピア	1600万ルピア

出典：聞き取りにもとづいて、筆者作成。

稚エビを放流してから約3カ月を経ると、1ヘクタール当たり50-60キログラムの収穫を見込める。成長の遅いミルクフィッシュの稚魚の場合、9-12カ月後に1ヘクタール当たり約200キログラムの収穫になる。病原体の蔓延する今日的な環境のなかではこのぐらい収穫できれば

満足な出来である。

聞き取りにもとづいていえば、シドアルジョ県の5ヘクタールの池で1サイクル（約3カ月間）の養殖をおこなって池主が得られる収益は、それほど多くない。250キログラムのエビとともに、エビといっしょに養殖されたミルクフィッシュを300キログラム収穫して⁹⁾、エビを1キログラム当たり6万ルピア、ミルクフィッシュを同1万2,000ルピアで売却すれば、エビで1500万ルピア、ミルクフィッシュで360万ルピア、合計1860万ルピアの売上げになる。ここから生産費用（相続などで得た自前の池の場合800万ルピア / 借りしした池の場合1500万ルピア）を相殺すれば、1サイクルの期間中に5ヘクタールの池から上がる収益は、自前の池の場合1060万ルピア、借りしした池の場合360万ルピアである（表5を参照）。

後述するが、池主は小作人とのあいだに分益小作制を敷いて稚エビや稚魚を育て、収穫して、収益を上げる。その収益はあらかじめ約束した比率で池主と小作人で分配されるが、池主の取り分は75-85%であることが一般的である。したがって、5ヘクタールの池にて1サイクルの養殖をおこなうことで池主にもたらされる収益は、270万-800万ルピアにすぎない。それだけで池主一家が食べつなぎ、さらに次回の養殖に向けてじゅうぶんな生産資本を投資することは、ほぼ不可能である。この数倍、理想的には数十ヘクタール規模の池を経営しないかぎり、エビ養殖ビジネスで成功しているとはいえないのである。

表5 5ヘクタールの池で1サイクルの養殖をおこなって得られる収益

項目	相続などで得た自前の池の場合	借りしした池の場合
エビの売上げ	1500万ルピア	1500万ルピア
ミルクフィッシュの売上げ	360万ルピア	360万ルピア
生産費用	800万ルピア	1500万ルピア
収益	1060万ルピア	360万ルピア
池主の取り分	795万ルピア	270万ルピア

（池主と小作人の生産費用分担比率1:1、生産物の分配比率75:25の場合）

出典：聞き取りにもとづいて、筆者作成。

4 相続の問題

筆者の観察によれば、シドアルジョ県境界のある池主が複数の子どもに養殖池を相続させる場合、イスラームの教えにもとづく男子:女子=2:1ではなく、男女平等が原則とされているこ

9) 稚魚の放流から3カ月後にミルクフィッシュを収穫することはできないので、前サイクル以前に放流したものを収穫することになる。

とが多い。沿岸部に掘られた養殖池の形や大きさはさまざまなので、平等に相続させるのは不可能であるにせよ、できるかぎりの平等化がめざされているようにみえる。どうしても平等に分割相続させられない場合には、前述のとおり、池を分割せずに兄弟姉妹全員で相続し、共同経営する事例が散見される。大きな池や優れた生産性を持つ池（tambak daging）は男子が相続する、あるいは正妻や第一夫人の子どもは内妻や第二、第三夫人の子どもよりも相続面で有利であるという事例も、しばしばある。それにしても、養殖池の相続を一般化することはひじょうに困難であり、時と事情に応じてさまざまな相続がおこなわれているとみておくほかない。

ここで、調査対象者のうち池主 Y さんの家系図（図 3 を参照）をみながら、池の相続について考えてみよう。家系図中では、養殖に従事する（していた）人の性別記号を塗りつぶしてある。Y さんの家系図からわかるのは、数十ヘクタールの池であっても、複数の兄弟姉妹で分割相続される場合、たった 2 世代でそれ以上の分割を許さないほどの規模になるということである。

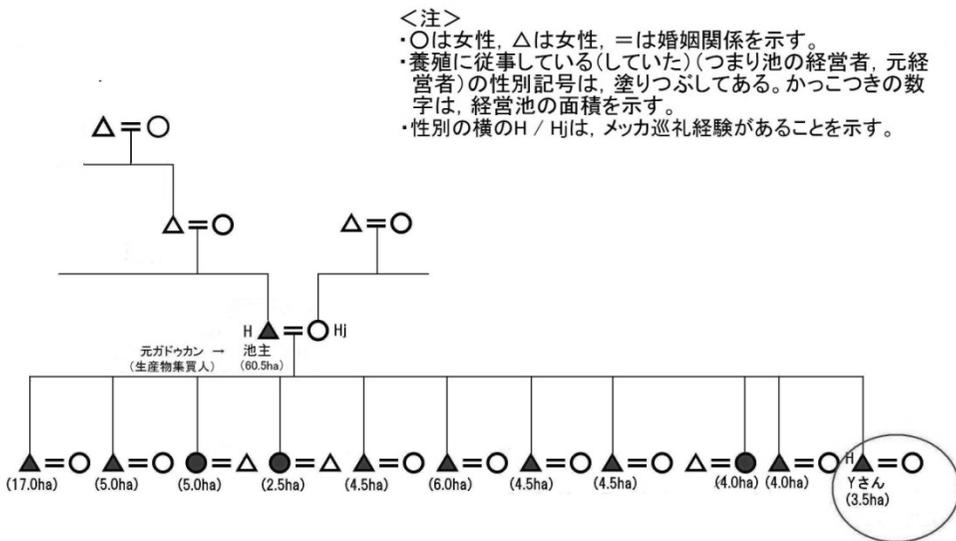


図 3 Y さん一家の家計図

出典：聞き取りにもとづいて、筆者作成。

別の家系図（図 4 を参照）に目を移そう。FR さんが所有・経営する養殖池は、4.75 ヘクタールである。約 150 ヘクタールの池を所有した父方の祖父（故人）から、FR さんの父親がおよそ 90 ヘクタール、父の弟が 60 ヘクタールを相続した。現在、その弟（FR さんの叔父）の池はすべて人手に渡っている。

のうち、池で養殖をおこなって生計を立てているのはSBさんだけで、ほかの兄弟姉妹は教師、銀行員、縫製業者をして稼いでいる。それでも、SBさんの養殖収益はつねに、兄弟姉妹全員に分配される。養殖にかかる生産費用は高騰中、2000年代に入ってエビの国際価格は低迷しつづけ、病原体によるエビの感染症も蔓延中という現状において、SBさんが25ヘクタールの池で養殖をおこなって上げられる収益は、6人の兄弟姉妹で分けあうにはけっしてじゅうぶんではない。それでも分けあうせいで、SBさんの養殖事業に潤沢かつ円滑な生産投資がおこなわれることはまずない。SBさんの事例からわかるのは、世代交代にともなう池の物理的な細分化を免れたとしても、相続権を持つ複数の人びとが池から上がる収益を分けあう場合には、池での養殖を継続するための資本蓄積が妨げられやすいということである。

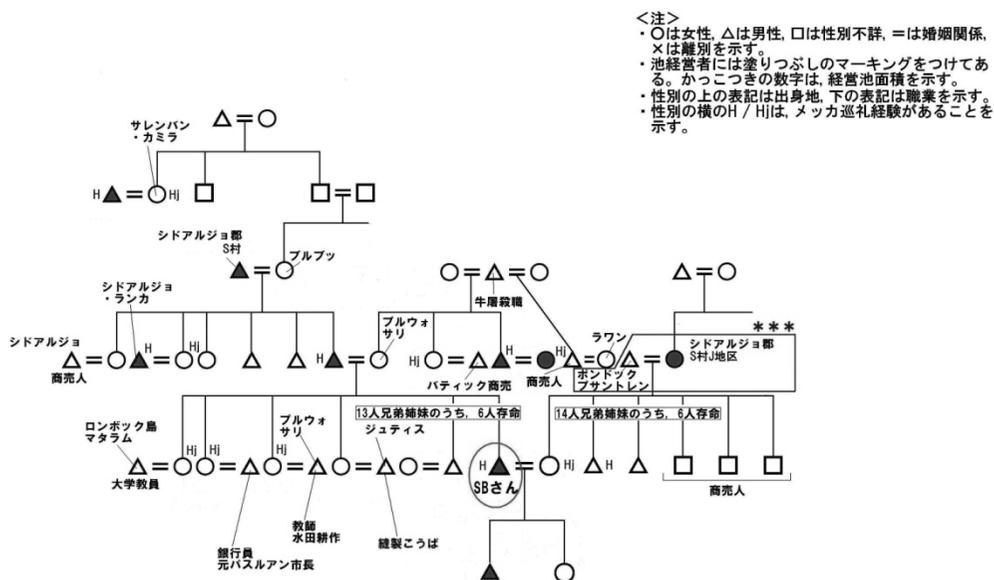


図5 SBさん一家の家計図

出典：聞き取りにもとづいて、筆者作成。

III 小作人という社会経済階層

1 小作人の仕事

実際にエビを育てるのが小作人なので、小作人は養殖池の管理人とも称される。稚エビやミルクフィッシュの稚魚を放流できるように池の環境を整える、タイミングを見極めて稚エビや稚魚を放流する、水草を集めたり腐らせたりすることでエビやミルクフィッシュの食・住環境を管理する、エビやミルクフィッシュが順調に成長しているか、病原体に感染していないかを

確認する、塩分濃度や水の量を調整するために池の水門を開閉する、水門を修理する、収穫にかかる作業をするという養殖にまつわる一切が、小作人の仕事である。水に浸かったり、泥まみれにもなったりすることもある。環境の変化につねに目配りしないと、いやたとえ目配りしても、病原体の感染や大雨などの影響を受けてエビやミルクフィッシュが一晩で全滅することがある。稚エビや稚魚がいったん池に放流されると、小作人には多忙な日々が待ち構えている。放流から20日目までは自宅に戻って休息できても、21日目以降は池の脇の小屋に寝泊りしながら、ほぼ24時間体制でエビを管理することになる。放流後から収穫までの最短でも66日間、息をつく間もない毎日がつづく。30-70歳代までさまざまな年齢層の小作人がいるが、だれにとっても重労働である。

多くの小作人は、小作人をしている（していた）父親、伯父叔父、兄弟に追従して、同じ職に就いた。父親のみならず、祖父も小作人だった、という人も少なくない。小作人（元小作人）の義父のいる小作人も数多くみられる。特定の池主の下で数十年間働きつづける、当該池主が代変わりしてもその次世代の下で働くという小作人もいれば、数年あるいは数サイクルで池主を乗り換える小作人もいる。小作人になる以前には養殖池の日雇い労働者、養殖生産物を集買する前述のガドカンやオテカン、ブリ参加者など、小作人とは別の形で池に関わって生計を立てていたという人もいる。

2 小作人の副収入：池主からの前借りとうルス収入

収穫が終わってはじめて、池主とのあいだで取り決めた比率に基づいて養殖池の生産物が分配される形で、小作人に対する支払いがなされる。これが小作人の主収入である。したがって、稚エビや稚魚を放流する準備から収穫までの約3カ月間の小作人の生活を支えるのは、池主からの前借りと、海から自然に入ってくるヨシエビの一種（*werus* / 本論では以下、海エビと記す）の集買人への売却という副収入である。

筆者による小作人への聞き取りによれば、前借り額は1カ月当たり50万-100万ルピアの場合が多かった。収穫を終えて生産物を分配されるときに、小作人は池主に前借り額を返済する。たとえばなんらかの理由で収穫までこぎつけなかったり、収穫量が少なかったりして、収穫量に応じた小作人の取り分がその前借り額を下回るような事態が生じたとしても、その差額をみないふりをする池主がいる。前貸し分の焦げつきをみずからのリスクとして受け入れる池主に対して小作人は恩義（*hutang budi*）を感じ、当該池主への信頼を高める。逆に、今回の収穫量に応じた小作人の取り分では返済しきれないその前借り分を、次回以降の養殖をとおして完済してもらおうとする池主もいる。小作人のなかにはこうした人情味に欠ける池主に怒りを覚え、それ以後の養殖池での仕事に対して故意に親身を入れないという抵抗策に出る人もみられる。

養殖池の取水口に収穫のための竹製の収穫籠（prayang）を取りつけて水門を開くと、海水とともに海エビが入ってくる。小作人はそれをガドゥカンやオテカンなどの生産物集買人に売却することによって日銭を稼ぎ、生活費の足しにする。海エビはガドゥカンに1キログラム約2万5,000ルピアの価格で買い取られるから、1キログラムでも2キログラムでも獲れば、小作人の日々の暮らしをじゅうぶんに支える。

エビ養殖が順調だった1990年代初旬には、池主は至極裕福であり、鈴木[2003: 56]が述べるように、海エビは全部小作人のものとされた。ところが現在、海エビが全部小作人のものになることは稀で、池主と山分けされるケースが一般的になっている。すなわち、池主も海エビ収入を当てにするようになってきているのである。ただし最近、1日当たり1、2キログラム、極端な場合は稚エビの放流準備から収穫までの約3カ月間に15キログラムあるかないかといわれるほど、海エビが獲れなくなっている。

小作人が池で養殖する稚エビの状況を顧みずに、収穫籠を仕掛けて海エビを捕るためだけに水門を開いてしまうことを懸念する池主もいる。水門を開けて外から水を取り入れると、水と一っしょにエビを絶滅させる恐れのある病原体が入り込んでくるかもしれないからだ。したがって、小作人が海エビ収入に頼らずとも生活できるように池主が保証することがエビ養殖の成功に多かれ少なかれつながっている。

一生けんめいに養殖池で働いても、病原体の感染が原因で収穫にまでたどり着かない事態が頻発するのに加え、海エビ収入もそれほど当てにできなくなったため、小作人が池から得られる収入だけをもって一家の暮らしを支えることはひじょうに難しくなっている。

3 小作人の主収入——池主との分益小作制にもとづく生産物の分配

小作人と池主のあいだには、分益小作制が敷かれている。養殖池で収穫されたエビとミルクフィッシュは、あらかじめ池主と約定した比率に基づいて、小作人に分配される。小作人への生産物の分配比率は、生産費用（経営資本）の分担比率にも影響される。もう少し詳しくいえば、池主と小作人のあいだで、稚エビやミルクフィッシュの稚魚、池の修繕、清掃、日雇い労働力の調達、収穫などの生産費用¹⁰⁾に対する分担率と池で獲れる生産物の分配比率の両方が、養殖を開始する前の段階で取り決められ、養殖池の経営リスクが分担されている。

小作人が生産費用を分担することは、ジャワの養殖池地域では「メロ・ボンド（mero bondo, 経営資本参加 / 経営資本分担）」と呼ばれている。小作人は前もって現金を準備するのではなく、生産物の収穫から上がるみずからの収益の一部をもって池主に対する経営資本の分担分を後払

10) 福家がかつて南スラウェシ州で観察した「稚エビや稚魚、肥料代、養殖池の修理、改善費用などはボンガワ（池主）の負担となる」[福家 1992: 166-167]という状況は、現在のシドアルジョ県とはずいぶん異なる。

いする。したがって、同じことを「ポトン・ボンド (potong bondo, 経営資本切り落とし / 経営資本の後日清算)」ともいう。鈴木 [1994: 104-105] では、生産費用が生産物の売上げから切り落とされ、その残りが池主と小作人のあいだであらかじめ約定された比率 (75:25) にもとづいて分けられるとされている。これは筆者がメロ・ボンドまたはポトン・ボンドということばで前述した方式に一致する。

筆者がおこなった複数の池主および小作人に対する聞き取りをまとめると、(a) 収穫にかかる費用の半分だけを小作人が負担する場合、池主:小作人=85:15, (b) 稚エビ代や稚魚代から収穫にかかる費用まで一切のうち半分を小作人が負担する場合、池主:小作人=80:20, (c) 稚エビ代や稚魚代から収穫にかかる費用まで一切のうち半分のほか、養殖池の借り代の半分も小作人が負担する場合、池主:小作人=75:25 というのが、現在のシドアルジョで一般的な生産物の分配比率である (表 5 を参照)。なかでももっとも多いのは (a) の方式である。

表 6 小作人に対する生産費用の分担内容と生産物の分配比率

生産費用の分担内容	生産物の分配比率
(a) 収穫にかかる費用の半分のみ	15%
(b) 稚エビ代から収穫にかかる費用まで 一切の生産費用の半分	20%
(c) 稚エビ代から収穫にかかる費用まで の一切のうち半分とリース代の半分	25%

出典: 聞き取りにもとづいて、筆者作成。

ある小作人の話を事例にして、5ヘクタールの養殖池での1サイクルの養殖をつうじて小作人が得られる収益額を紹介しよう。小作人は稚エビ代を含む収穫にかかるまでの生産費用の半分を負担し、池主:小作人=75:25 という取り決めに基づいて生産物を分配されることにする。前掲の表 5 に即していうと、生産物の売上げから生産費用を差し引いた 1400 万ルピアの 25%, すなわち 350 万ルピアが小作人の収益であり、約 3 カ月分の収入である。月給 117 万ルピアである、と言い換えてもよい。これはシドアルジョ県の地方最低賃金 (月額 110 万 7,000 ルピア [2011 年]) をわずかに上回るにすぎず、約 3 カ月間、寝食を削って養殖池に詰めておこなった労働に見あった額ではないように、筆者には思われる。筆者による聞き取りでは、1 年間の総収入額が 1000 万-1200 万ルピア (1 カ月換算すれば、80 万-100 万ルピア) と答える小作人も数多くみられた。

それでも、筆者の聞き取りに応じた小作人の約 3 分の 1 は「小作人としての収入はじゅうぶん」と回答している。これは、日常的に海エビの収穫がある、無事に収穫までこぎつけたりし

た場合にはどうにか食べていける、という考えにもとづいている、と推測される。残りの約3分の2は「小作人としての収入で一家が安定的に食べていくのはかなり難しい」と感じている。1年間3サイクルの周期でエビ養殖がおこなわれても、そのうち1回の収穫量が極端に少なかったり、収穫に失敗したりするという事態をしばしば経験するため、多くの小作人は綱渡りの一家を養っている。ところが、聞き取りによれば、収入はじゅうぶんではないのに、建設現場工などとしての日雇い労働や行商などの副業に従事している小作人は予想以上に少ない。しかも、小作人の配偶者に有職者は少ない。小作人の世帯に学齢期の子どもがひとりかふたりいることはままある。けっきょく、池主から前借りを繰り返すことで、池主に拘束されながら、小作人の大半は質素な暮らしをつづけているにすぎない。

小作人は、池主に対して弱い立場にある。生産物の分配比率が低かったり、生産費用の多くを負担させられようとしていたりしていても、池主にうまく交渉できない。潤沢な収入につながらない劣悪な養殖池での労働を辞め、ほかの池に移りたいと思っても、そう簡単にはいかない。「辞めたい」といったら、いま働いている養殖池でエビを盗んだり、なにか不正を働いたりしたのだらうと、池主に勘ぐられかねない。池主による小作人の評価は、早晚養殖池地域の隅々にまで知れわたる。そうであれば、ある池を辞した小作人が次に働く池を見つけるのは難しい。それゆえ、ある池での仕事を辞めたいと思っても、小作人はその池主になかなか切り出せないことが多い。

厳しい懐具合の小作人が多いとはいっても、かれらが収穫前の池からエビをごっそり盗んで金銭に代えるような行為を頻繁におこなっているわけではない。養殖池地域の悪党と組んだり、一般社会を巻き込んだりして大掛かりな計画を立てないかぎり、小作人による大胆な盗みは発生しにくい。養殖池地域は厳しい監視社会である。池主と養殖池地域社会の目の両方を気に掛けながら、多くの小作人は始終ビクビクして暮らしている。

IV 養殖池地域における社会経済関係

1 池主と小作人のあいだの関係

ここで、池主と小作人との生産費用の分担比率から両者の関係性を考察したい。先行研究を振り返ると、シドアルジョ県のエビ養殖池について村井 [2007: 177-178] は小作人の取り分が収穫量に応じた歩合制（小作人の取り分が10%の分益小作制）だと述べるいっぽうで、生産費用の分担について言及していない。鈴木 [2003: 55-56] は、稚エビ代やミルクフィッシュの稚魚代のほか、肥料にする水草を集めたり、水門を整備したり交換したり、収穫したりするための人件費、水門の修繕費を池主が負担する生産費用として指摘している。しかしここでも、それらの一部がメロ・ボンドの形で小作人によって負担されていることには触れられていない。

福家〔1992: 167〕は、「ジャワの農村では、地主が水田を小作人に出した場合、生産物は地主と小作で折半するマロ小作が多くみられる。ジャワの養殖池の生産物の分配は農業のそれからきていると考えられる」とみている。ここでいわれているジャワ水田稲作農村におけるマロ小作は、「地代と水利費を除く生産コストのすべてを小作人側が負担し、収穫を両者〔地主と小作人。以下、キッコウ括弧はすべて筆者注〕のあいだで等分する」〔加納 1988: 21〕ものである。

筆者のフィールドワークによれば、ジャワの汽水養殖をめぐる分益小作制はジャワの水田稲作をめぐるそれとは3つの点で違っている。まず、汽水養殖にかかる生産費用は稲作のそれに比して大きいため、そのすべてを小作人が負担することはほぼ不可能だし、池主との折半であってもかなり難しい点に注目したい。それゆえ、水田稲作農村のマロ小作人のように生産物の半分を分け与えられる機会は、養殖池の小作人にはない。表5でみたとおり、養殖池の小作人に対する生産物の分配比率は25%止まりである。病原体に感染する恐れが少なく養殖を開始すれば確実に潤沢な収穫を迎えられた1990年代初旬、あるいは病原体による感染症の問題があっても国際商品としてのエビの価格が高かった2001年ごろまでは、たとえ生産物の低い分配比率であっても小作人の手元に入る収益は、マロ小作人が米(粳)から得る収益よりもずっと大きかった。それゆえ、分配比率の低さが養殖池の小作人の不満を招くことはなかったのだろう¹¹⁾。

次に、エビを襲う感染症の問題を抜本的に克服できないまま、エビの収穫にたどりつけるかどうか博打的になっている現在、「小作人にできるかぎりたくさん経営資本や経営リスクを負担してほしい」と、池主の多くが考えるようになっていく点に目を向けたい。「農家階層格差が尖鋭で土地なし層が多数存在する地域では、作付けから収穫に至る圃場労働以外のいっさい(圃場整備を含む)を地主側が負担するかわり小作側は収穫の4分の1~6分の1程度しか受けとらないようなクドカン(kedokan, ジャワ語本来の発音に従えばクドアン kedhokan)と称される特殊な分益小作制(または分益制による労働契約)が、最も普及した形態になっているように思われる」〔加納 1988: 21〕という事例にうかがえるように、水田稲作農村では地主によって小作人の生産費用負担能力の欠如が容認されている。しかし、少なくとも現在の汽水養殖地域ではそうではない。そこには、池主が生産費用に対するますます高い分担率と生産物に対するますます低い分配率を小作人に強いる風潮が漂っている。当然のことながら、小作人の多くは「できるならば、生産費用の負担や経営リスクを負いたくない」「重いメロ・ボンド制に持ち込まれたくない」と思っているし、自分の生産物の分配比率が低いことに不満をあらわにしはじめている。

11) シダルジョウ県の養殖池で働いていたことのある元小作人は、「1990年代、稚エビ代から収穫にかかるまでの生産費用の半分を負担する小作人に対する生産物の分配比率は7%だった」という。

さらに、どの時点において池主と小作人とのあいだで生産物を分配するのかという面でも、同じジャワ世界であっても水田稲作地域と汽水養殖池地域で違いがみられる。すなわち、水田稲作地域における分益小作制では、あらかじめ約定された比率で地主と小作人が生産物の売上げを分配する。その後、地主と小作人の双方が各々に分配されたもののから各々の負担すべき生産費用を相殺して収益を得ている。ところが、汽水養殖池地域では、生産物の売上げから生産費用が切り落とされたものが池主と小作人のあいだであらかじめ約定された比率で分配される方式（収益が約定された比率で分配される方式）になっている。

現在、池主は小作人に生産費用の分担をかつてよりも強行に押しつけながら、生産物の低分配率を容認させようとしている。それは、病原体による感染症の蔓延、養殖池周辺にある工場からの廃水による河川・海の水質汚濁、エビの国際価格の低迷など、養殖業に降りかかる数々の問題や、相続による池の細分化の問題や膨張しつづける生産費用のせいである。

小作人との生産物の分配率を決定するに際し、池主は次第に 12.5%、16.7%などという細かい数字を持ち出すようになった。小作人に対する生産物の分配比率について以前よりも詳細に規定しながら、生産費用の分担をめぐって池主はけんめいに小作人との交渉の余地を創り出そうとしている。1990年代初旬とは違って、養殖の副産物である海エビを全部、小作人の取り分にする事もなくなくなった。汽水養殖池地域では、ここまで述べてきたような池主の経済的な疲弊を理由として、従来持てる者と持たざる者という池主と小作人との関係をめぐって内向きに細かくいびつな変容 (involution) が起こっているといってもよいだろう。

ギアツ [2001] が「農業のインボリューション」と名づけて説いたのは、限定的な可耕地にあり余る労働力を追加投入することをつうじて生産量の通増を図り、人びとが糊口を凌いできたのがジャワ水田稲作地域のようなすである。筆者の観察によれば、改善される見込みに乏しい自然環境・社会経済環境となった汽水養殖池地域においては、加えて水田稲作地域と同様時代とともに細分化されてきた限定的な池から上がる生産量が激減するなかで、粗放型養殖をおこなう池に対して水田のような労働吸収力をほとんど期待できない。生産費用の膨張とあいまって、池の限界生産性は下降の一途をたどっている。そこで、池主と小作人は生産関係を少しずつ変容させることをもって、双方がどうにか養殖業に依存して、生計を立てている。

2 池主、小作人、ブリ参加者との関係

ブリは、ティボ・ンブリ (tibo mburi) というジャワ語の省略語と考えられる。これを直訳すれば「裏で獲得する」だが、転じて「収穫のおこぼれをもらう」というところから、広く養殖池地域の人びとが池の生産物を分配される慣行をさす用語になった。

収穫がはじまりそうな池がどこか、今日ブリが実施されそうな池はどこかについて知るの、ブリ参加者にとって難しいことではない。池から水を抜くディーゼルポンプの音を遠くに聞いて

たり、池底に掘られたエビの集まる部分 (kedokan) にすでに水が少なくなっているのを目にしたたりすれば、ほどなくブリが実施されることがわかる。ブリが実施されようとしている池で働く小作人からも、情報は流れてくる。ブリはたいてい早朝に実施されるため、参加者は籠を腰や肩から提げて、4時半には家を出る。

池主やその助手からの合図を待ち、ブリ参加者は池に飛び込んで、まだその底に残っているはずの生産物を探す。いったん開始されれば、ブリは数十分で終わってしまう。辛抱強く水に浸かって池底の泥を掻き分け、少しでも多くの生産物を探そうとする参加者もいれば、あっさりあきらめて別の池へ移っていく参加者もいる。

一回のブリをつうじて、10キログラムの生産物がブリ参加者の手に入ることもあれば、せいぜい2キログラムということもある。ブリで獲得できるのはテラピアなどの雑魚が主だが、エビやミルクフィッシュを入手する可能性もある。ブリ参加者が得た生産物、とくにエビやミルクフィッシュは前述のガドゥカンやオテカンという生産物集売人に売られるが、量が少なければブリ参加者の自家消費に回される。ブリ実施中の池にはしばしば、オテカンが待ち構えていて、ブリ参加者から生産物を買取る。一日にブリを2、3カ所はしごできれば、ブリ参加者にはかなりの収入になるだろう。筆者が聞き取りをしたなかには、「幸運にも、ブリでエビが4キログラムも獲れた。池のそばにあるガドゥカンに売りに行ったら、10万ルピアになった」と嬉しそうに話すブリ参加者もいた。養殖池地域の人びとは、ブリに参加すれば、食えずに困るという事態には陥らない。

それゆえ、養殖池地域にはブリを主たる生業にする人が数多くみられる。ブリだけを生業にする人もいれば、そのほかにたとえば季節的に海でカニ漁をするという人もいる。日常的に養殖池の日雇い労働者としてエビ養殖に従事したり、工場労働者としてエビを加工したり、水田で農業労働したりしているというブリ参加者は、意外に少ない。養殖池地域の地元出身者はブリで食いつなぎ、近隣のグレスック県、ラモンガン県、モジョクルト県、ジョンバン県などからの出稼ぎ者に対して地元の養殖池での小作人や日雇い労働者としての就労機会を譲っている。

ブリの参加者は、ブリを実施する池主や小作人の性格を熟知している。ブリのために養殖池の底にたくさん生産物を残している寛容な池主や小作人はだれか、ブリを実施するまえに池底をさらうように収獲する「自分本位の (seenaknya sendiri / hanya pikir dirinya sendiri)」池主や小作人はだれか、養殖池地域の人びとはみな知っている。寛容な池主や小作人の養殖池は地域の人びとに尊重され、守られる。そこへ泥棒に入ろうとする輩は、不屈き者として地域社会から制裁を受ける。「自分本位の」池主や小作人の養殖池が不屈き者の餌食になっても、地域社会は黙って目をつぶる。地域社会の目を味方につけなければ、収獲直前の養殖池がごっそり泥棒に入られたり、そこに毒が投げ込まれてエビが全滅したりしても、池主や小作人は泣き寝入りするほかない。多額の生産資本を投資して、約3カ月間の養殖をおこなってきた池主

や小作人が池底がツルツルになるまで収穫したところで、本来だれかからも責められる由はない。それでも、地域社会からの評判を気に掛け、「フリーライダー」のブリ参加者に対して寛容にふるまわなければ、池主や小作人は自分の池の治安や生産物を守れない。

他方で、「ブリがなかったら、次の養殖に備えてだれが池底を掃除するのか」という声もあり¹²⁾、池主や小作人がブリを容認している、とみることもできる。

事例を挙げておこう。ある養殖池に 50 人のブリ参加者がいた。推測でしかないが、たとえばその池底にブリ参加者ひとり当たり 1 キログラムのエビが残されているのであれば、池主と小作人が本来得られるはずの生産物全量から 50 キログラムが削り取られることになる。したがって、池主や小作人にとってブリというのは「厄介な」慣行なのである。分配で有利な池主には、ある程度ブリを肯定的に受け入れる余裕があるかもしれない。しかし、生産物分配において不利な小作人にとって、ブリは相当大きな負担である。

池主たちが「ブリはムスリムにとっての自由喜捨 (sodako)¹³⁾である」としきりに繰り返すのは、内心ブリを忌み嫌っていることや自分の利益を見据えてブリをおこなっていることを隠すのに都合だからかもしれない。自由喜捨であると割り切れば、池主は「フリーライダー」のブリ参加者に対して寛容になれるし、地域の有力者あるいは裕福者としての面目も保てる。そこでは、ブリをつうじての死後の安寧・神からの恩寵 (pahala) も意識されているのだろう。

「生産物の収穫を終えた池主が自分の収益の一部を供出して養殖池地域社会に対して匿名で寄付をおこなうのが本来の自由喜捨であり、生産物の残りものを他人に譲るといだけのブリを自由喜捨だと主張することにそもそも無理がある」「ブリが小作人の負担の上に成り立っていることを池主があまり気に掛けないのはいかがなものか」と、筆者には思われる。池主に自由喜捨の看板を掲げられては、小作人はあからさまにブリを拒むこともできない。「ただでさえ少ない生産物の取り分がさらに減る」「汗水垂らして養殖業にたずさわるのを嫌がる養殖池地域の人びとが数分間ブリに参加するだけで生産物を分配されるのは、不条理だ」と苦悶しながら、小作人はブリ参加者を渋々受け入れている。

養殖池地域社会の人びとは、持たざる者の権利意識にもとづくブリの実施、それどころかブリにおける「大盤振る舞い」を池主や小作人に平然と要求する。ブリ参加者の多くが養殖池で重労働に従事する小作人や日雇い労働者になりたがらないことを、小作人は重々知っている。それゆえ、小作人はブリ参加者に対して内心激怒していることが、聞き取りをつうじてわかってきた。

12) ブリによって池の底が荒らされると考える池主や小作人と、池底が踏み固められてよいと考える池主や小作人がいる。前者には、ブリ参加者が池に飛び込んで生産物の残りを探し回るのを嫌い、かれらが水に浸かる前にいくばくかの金銭や生産物を与えて追いつ返すという作戦に出る人もみられる。

13) 自由喜捨は制度喜捨 (zakat) とは区別されていて、自分の利益からたとえばモスク修復のために寄付をしたり、物乞いに金銭を渡したりするような、匿名的におこなわれる一種の慈善 (amal) である。

村井 [1988] や鈴木 [1994: 106] において、ブリは生産物の再分配をめぐる慈悲深い相互扶助慣行として観察されている。そこでは、前述のようなブリ参加者と小作人との関係性のみならず、養殖池地域の富裕層であり、メッカ巡礼を果たした宗教的リーダーであり、地域社会の重鎮でもある池主の自衛手段であり、売名行為であり、一種の養殖池の清掃活動でもあるというブリの別の側面もほとんど指摘されていないために、融和 (rukun) をつうじた相互扶助を重んじる、ジャワ世界に一般的な伝統的価値意識が養殖池地域に強く働いているような誤解が生まれた、と筆者は考える。

多数の人びとがブリに参加すれば、池主や小作人の生産物の取り分は確実に減る。池主や小作人がそのような事態を極度に恐れる¹⁴⁾ことと、ブリの実施が決定されるとそれをすぐに養殖池地域に通達することは、じつは矛盾しない。地域に通達しないまま、小規模なブリを実施した場合、ブリの終了後に参加できなかったことを怒ったり、参加できなかった代わりに金銭での分け前を要求したりする地域の人びとが出現する事態を、かれらは断固として回避しようとしている。

む す び

本論はジャワの養殖池地域のさまざまなアクターが織りなす社会経済的な階層のほか、池主と小作人との関係性やかれらとブリ参加者に代表される地域住民との関係性をとらえようとしてきた。

鈴木 [2003: 57] は、「[養殖池地域における] 盗みの問題はほとんどありません。1つは養殖密度が低いから。あと、村人が池主だったり管理人だったりして、村全体が池に関係を持っていて、かつ、よその村からはものすごく離れています。だから、そういう問題はほとんどないです」という。しかし、実際には日雇いの警備員をつかって収穫間近の池を監視しないかぎり、生産物が盗まれ、池主や小作人は大損してしまうことを筆者は観察してきた。すでにみてきたとおり、池を経営したり、池で養殖にたずさわったりする側と、養殖池地域に暮らす人びとの側との連帯意識は薄い。

養殖池地域における連帯意識の不在は、池の所有の有無にもとづいて古くから持てる者と持たざる者とが分化していたという社会経済構造に起因するもので、戸谷 [1997: 201-205] によるジャワの水田稲作地域に関する伝統的な収穫慣行をめぐる指摘¹⁵⁾とは異なり、時代的なも

14) 「ブリが早朝に実施されるのは、池主や小作人の作戦である。大勢の養殖池地域の人びとに参加されないよう、できるだけ早朝におこなわれる」という見方もある。

15) 戸谷 [1997: 201-205] には、「村落共同体の安寧を最優先に考慮して富の再分配を行ってきたジャワの伝統的な[稲の]収穫慣行は、彼らの社会で最も大事なこととされるゴトン・ロヨン(助け合い)の行動規範に支えられて維持されてきたものであり、その伝統的な収穫慣行が貨幣経済化のなかで崩壊し、

のではなさそうだ。養殖池地域における連帯意識は伝統的に薄かったのではないかと、筆者には思われる。それでも、自然生態環境が豊かに保たれ、養殖エビを全滅させるような感染症の問題がなく、ミルクフィッシュやエビの養殖がつねに大成功につながっていた 1990 年代初旬までの養殖池地域においては、持てる者が持たざる者に生産物の一部を分け与えることに寛大な気運があったために、連帯意識の不在はみえにくかった。それがいまは顕在化しているのである。

水田稲作地域に比べて持てる者と持たざる者との差が大きく、社会経済構造が階層化されているのが養殖池地域である。そこに由来する連帯意識の不在に加え、持てる者の義務をはっきりと規定したイスラームへの信仰が篤く、翻って持たざる者の権利意識のようなものが明らかに存在する養殖池地域ではぐくまれてきた慣行がブリである。いまの養殖池地域には、持たざる者に対して「何とか与えなければ」「できれば少しでもしか与えたくない」という疲弊した持てる者の義務感が漂ういっぽうで、持てる者に対して「与えられるべきだ」という権利意識を存分に発揮する持たざる者のたくましさは満ちあふれている。ブリにみられるように、そのたくましさは不平等な社会経済構造を改革しようとする前向きな姿勢でなく、既存の社会経済構造のなかで苦勞なしに得られるものをできるだけたくさん確保しようとする利己主義につながっている。養殖池地域は、連帯意識のなせる相互扶助が無条件に通用するような、のどかな世界ではない。

参 考 文 献

[外国語文献]

Schuster

1950 *Pemeriharaan Ikan dalam Perempangan Djawa*, Djakarta:Kementerian Pertanian.

[日本語文献]

加納啓良

1988 『インドネシア農村経済論』東京：勁草書房。

ギアツ，クリフォード

2001 『インボリューション 内に向かう発展』池本幸生（訳），東京：NTT 出版（Geertz, Clifford 1963 *Agricultural Involution: The Processes of Ecological Change in Indonesia*, Berkeley: University of California Press).

「“貧困の分ちあい”さらにそれに関連した“農業のインボリューション”機能が中部ジャワの村々で次第に機能しなくなりはじめた」とある。

関本照夫

- 1978 「農業をめぐる人のカテゴリーと相互関係——中部ジャワの一事例」『国立民族学博物館研究報告』3 (3): 345-415.

鈴木隆史

- 1994 「岐路に立たされたインドネシアのエビ養殖業」『有機エビの旅』村井吉敬・堀田正彦・大野和興・狐崎知己・弘田しずえ・内野祐・鈴木隆史, 80-109 ページ, 東京: オルタートレードジャパン.
- 2003 「『エコシュリンプ』と粗放型養殖 風景」『アジアのエビ養殖と貿易』多屋勝雄 (編著), 50-77 ページ, 東京: 成山堂書店.

戸谷修

- 1997 「中部ジャワ村落社会とその変化——ジャワ農村の20年」『椋山女学園大学研究論集』28 (社会科学篇), 191-206 ページ.

福家洋介

- 1992 「南スラウェシ州のエビ養殖とエビ流通」『エビの向こうにアジアが見える』村井吉敬・鶴見良行 (編著), 150-175 ページ, 東京: 学陽書房.

間瀬朋子

- 2015 「私たちがなにをどう食べるのかの選択が平和をつくる——インドネシアにおけるエビ養殖の事例から」『学生のためのピース・ノート2』堀芳枝 (編著), 12-32 ページ, 東京: コモンズ.

村井吉敬

- 1988 『エビと日本人』東京: 岩波書店.

[URL]

Dinas Perikanan dan Kelautan Jawa Timur (東ジャワ州漁業海洋局)

- 2014 “Statistik Perikanan Budidaya Tahun 2013.” Accessed on February 21, 2016.
<http://diskanlut.jatimprov.go.id/?p=310>

小杉泰

- 2012 「シリーズ・危機からの復興 宗教的救済 2-5」 2016年2月21日アクセス.
https://www.teikokushoin.co.jp/journals/history_world/pdf/201204/03_hswwhbl_2012_04_p02_05.pdf

間瀬：ジャワ汽水養殖池地域の社会経済